

路外駐車場設置のための手引き

三郷市 まちづくり推進部 都市デザイン課

令和7年6月1日改訂

は じ め に

この手引きは、駐車場法に定められている路外駐車場の届出について、解説するものです。

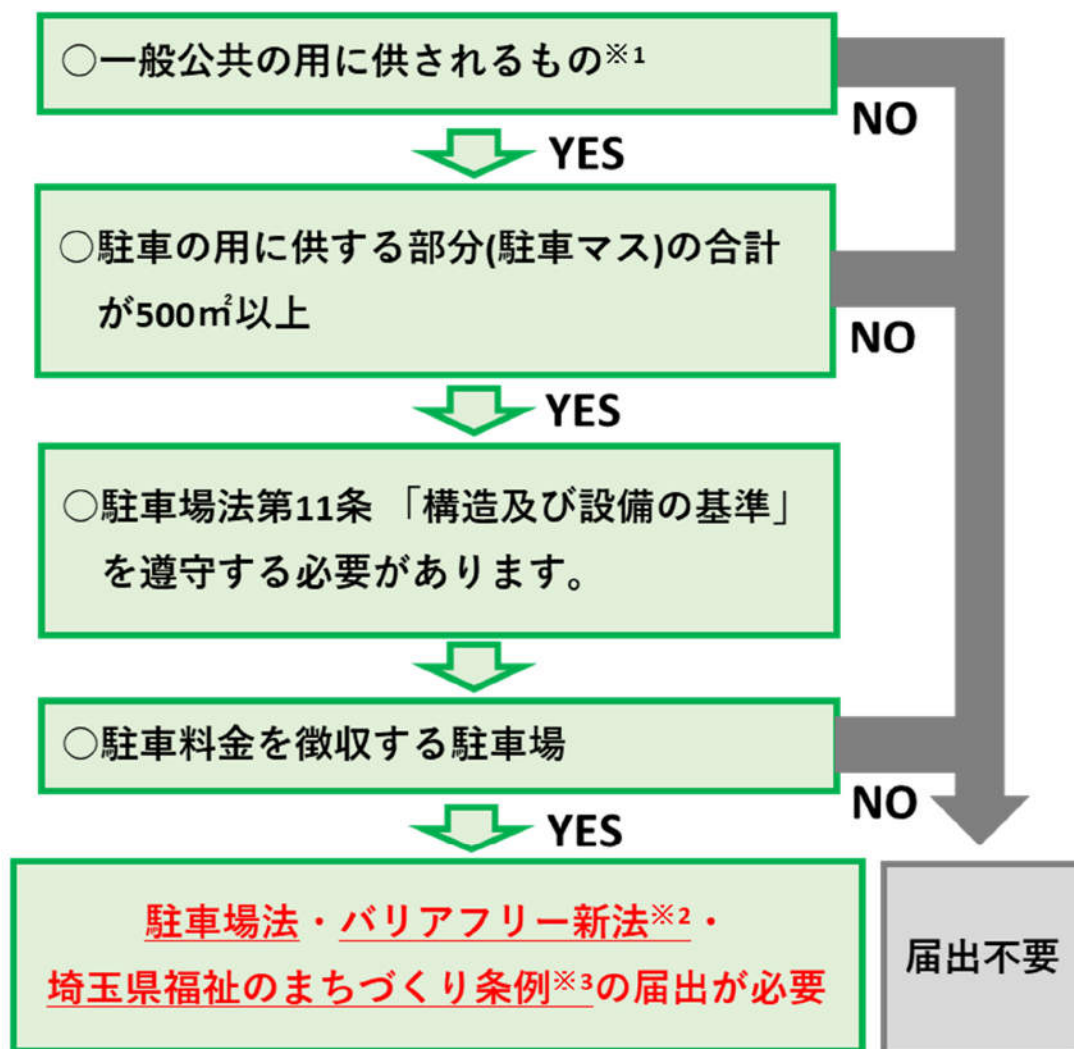
まず、路外駐車場とは、道路外に設置される自動車等の駐車場施設であって、一般公共の用に供されるもの（不特定多数の者が当該駐車場の管理規程に基づき、自由にこれを使用できる駐車場のこと）です。

このような路外駐車場であって、車の駐車スペース（駐車マス）の総面積が500㎡以上であり、かつ、駐車料金を徴収する駐車場の場合は届出が必要になります。

この手引きは、駐車場法などの各種法令を根拠に届出の要点を記載したものです。

○届出対象について

駐車場法に定められている路外駐車場の届出については、下記のフローにより該当する駐車場が届出の対象となります。



※1 不特定多数の人が利用できる駐車場のことで、時間貸し駐車場が代表例。月極駐車場等のように利用者が限定される駐車場は対象とならない。

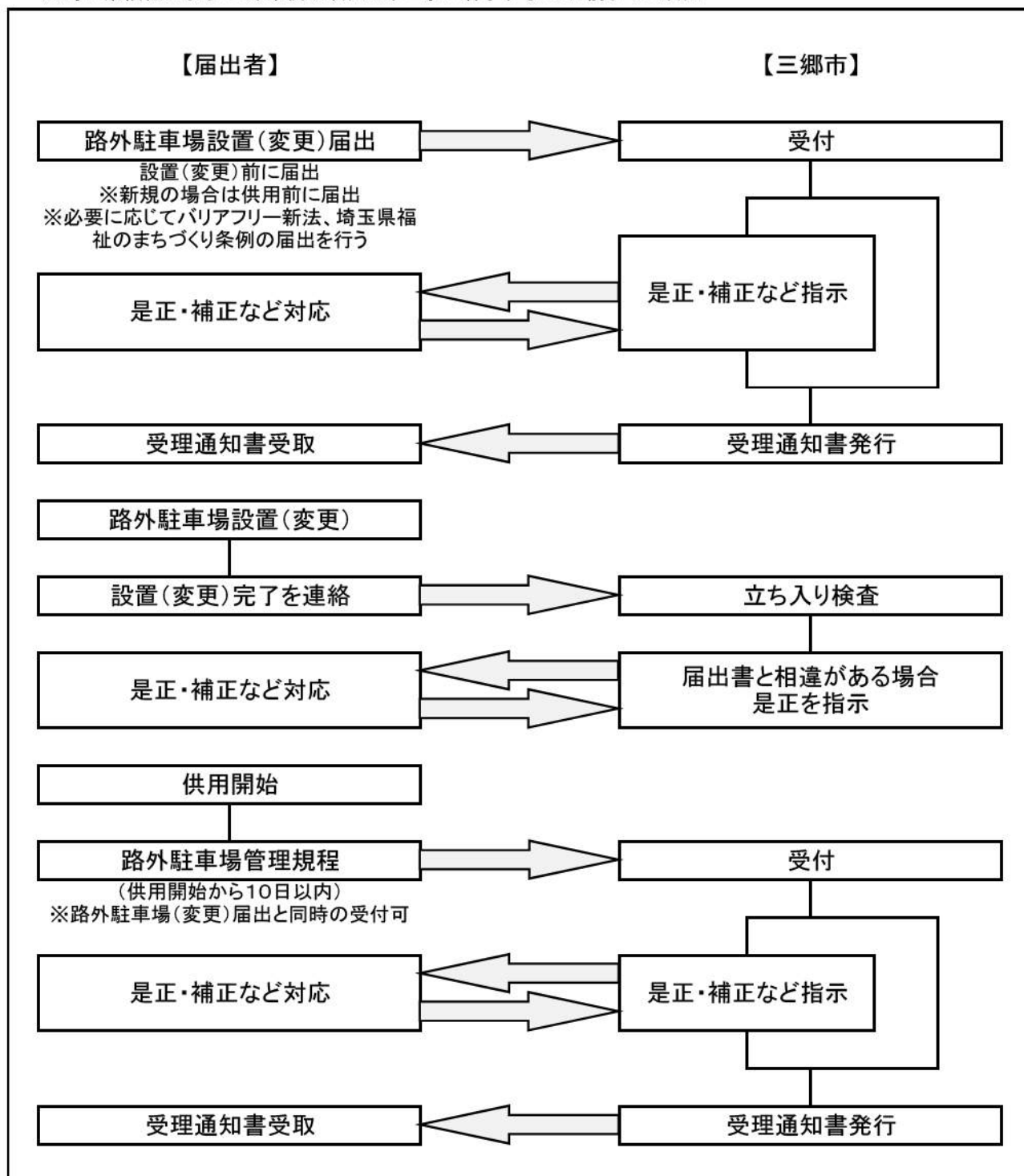
※2 バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に規定される特定路外駐車場(駐車場法の届出が必要な路外駐車場から道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除いたもの。)に該当する場合、同法の届出が必要。

※3 建築物以外が届出対象。届出先は三郷市都市デザイン課、検査等は埼玉県福祉政策課で行う。届出様式など、詳しくは埼玉県福祉部福祉政策課のホームページをご覧ください。

○駐車場法の届出に関する手順について

- ・路外駐車場設置(変更)届出書 …設置(変更)前に届出※
- ・路外駐車場管理規程届 …供用開始から10日以内に届出
- ・路外駐車場管理規程一部変更届 …管理規程変更後10日以内に届出
- ・路外駐車場(全部・一部)休止届 …事由の発生した日から10日以内に届出
- ・路外駐車場(全部・一部)廃止届 …事由の発生した日から10日以内に届出
- ・路外駐車場再開届 …事由の発生した日から10日以内に届出

※埼玉県福祉のまちづくり条例の届出は、工事に着手する30日前までに届出



○届出に必要な書類

届出書は正副各1部(計2部)提出していただきます。

添付書類は下表のとおりです。

設置届出関係	路外駐車場設置(変更)届出書
	バリアフリー新法ただし書きに基づく路外駐車場(変更)届出書に添付する書面(該当する場合)
	位置図(縮尺の目安:1/10,000程度)
	平面図※チェックリストの確認項目が審査できるよう、必要な情報を図示してください(以下、記載事項例) ・駐車場の区域(一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲、駐車マスの寸法等)を記入 ・出入口(設置位置、歩行者視認角度等)、車路(幅員、路面の仕上げ状況等)その他主要な施設(事務所、料金所、供用時間及び駐車料金表示、照明装置、警報装置等)を記入 ・周辺道路等の状況(前面道路、バス停、横断歩道交差点その他政令に定められているもの)を記入。 なお、周辺道路等の状況については、必要に応じて別図で表示しても可。(住宅地図等) ・路外駐車場車いす使用者用駐車施設(駐車マスの寸法、車いす使用者用の標示等)の位置を記入 ・路外駐車場移動等円滑化経路(幅員、段差、傾斜路等)を記入 ・その他、審査上必要な事項
	各階平面図(建築物の場合)
	立面図(建築物の場合)
	断面図(建築物の場合)
	屈曲部、傾斜部などの詳細図、照度計算書、換気計算書(建築物の場合)
	機械式駐車施設における大臣認定書の写し(機械式駐車施設を使用する場合)
	機械式駐車施設の仕様図または全体組立図(機械式駐車施設を使用する場合)
	設置(変更)届出用チェックリスト(特定路外駐車場用はバリアフリー新法届出対象の場合添付)
	所轄警察署との協議記録(出入口の位置によって必要な場合) ・日時、協議機関、担当者、内容、その後の対応状況等を簡潔に記したもの。(様式自由)
管理規程	管理規程届
	管理規程(記載事項については、管理規程用チェックリスト「管理規程に定めなければならない事項」参照)
	定期(月極)駐車契約書(定期契約部分がある場合)
	業務(管理)委託契約書(委託する場合)
	管理規程用チェックリスト

※1 管理規程一部変更届については、上記の表の「管理規程」の項目のうち変更があった書類を添付

※2 休止届・廃止届・再開届については、添付書類なし

★埼玉県福祉のまちづくり条例にかかる届出の詳細については、埼玉県福祉部福祉政策課ホームページで確認してください。

○各 様 式

路外駐車場（変更）届出書

令和 年 月 日

三郷市長あて

駐車場管理者の住所及び氏名
(法人の場合は、所在地と
法人名及び代表者の氏名)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

規 模	1 駐 車 場 の 名 称							
	2 駐 車 場 の 位 置							
	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル						
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A + B + C + D)	0.00 平方メートル						
	3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専 用	平方メートル (駐車台数 台)		
					特定自動二輪 専 用	平方メートル (駐車台数 台)		
						平方メートル		
					四輪車及び特定自動二輪車 併 用	四 輪 車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
					小計	0.00 平方メートル		
					それ以外の部分	四 輪 車 専 用	平方メートル (駐車台数 台)	
						特定自動二輪 専 用	平方メートル (駐車台数 台)	
							平方メートル	
						四輪車及び特定自動二輪車 併 用	四 輪 車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
						小計	0.00 平方メートル	
					車路等の面積 (B)	平方メートル		
a 建築物でない部分					駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四 輪 車 専 用	平方メートル (駐車台数 台)
							特定自動二輪 専 用	平方メートル (駐車台数 台)
		平方メートル						
	四輪車及び特定自動二輪車 併 用	四 輪 車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台						
	小計	0.00 平方メートル						
	それ以外の部分	四 輪 車 専 用	平方メートル (駐車台数 台)					
		特定自動二輪 専 用	平方メートル (駐車台数 台)					
			平方メートル					
		四輪車及び特定自動二輪車 併 用	四 輪 車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台					
		小計	0.00 平方メートル					
		車路等の面積 (D)	平方メートル					

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A + C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	0.00 平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 専 用	0.00 平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併 用	0.00 平方メートル 四 輪 車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	0.00 平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	0.00 平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 専 用	0.00 平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併 用	0.00 平方メートル 四 輪 車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	0.00 平方メートル
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等			
		ロ それ以外の設備				
6 附帯業務のための施設						
7 従 業 員 概 数						
8 供用開始（予定）日						

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のように供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること
- 三 3のロのa欄およびb欄の「駐車のように供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極め契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること

第2号様式(第7条第2項関係)

(日本産業規格A列4番)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面				
1 規模	駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	
2 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

令和 年 月 日

三郷市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

このことについて、(駐 車 場 名)の管理規程を別紙のとおり
定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出します。

令和 年 月 日

三郷市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場管理規程一部變更届

このことについて、（ 駐 車 場 名 ）の管理規程中、
_____を令和____年____月____日から別紙のとおり定めたので、
駐車場法第 1 3 条第 4 項の規定に基づき届け出します。

令和 年 月 日

三郷市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 休 止 届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出します。

記

1. 駐車場の名称 _____

2. 駐車場の位置 _____

3. 休 止 の 理 由 _____

4. 休 止 期 間 自 令和____年____月____日

至 令和____年____月____日 ____日間

5. 休 止 台 数 全部もしくは一部 (台)

令和 年 月 日

三郷市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出します。

記

1. 駐車場の名称 _____

2. 駐車場の位置 _____

3. 廃止の理由 _____

4. 廃止年月日 令和____年____月____日

令和 年 月 日

三郷市長 あて

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 再 開 届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出します。

記

1. 駐車場の名称 _____
2. 駐車場の位置 _____
3. 再 開 台 数 全部もしくは一部 (台)

○ チェックリスト

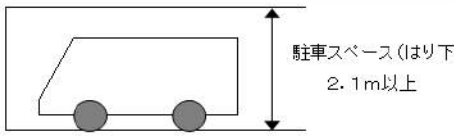
路外駐車場設置(変更)届出に関するチェックリスト

○確認した項目は、チェックボックスにレ点を記載

1/4

確認項目		チェック	備考
届出の対象となる 路外駐車場	・道路の路面外に設置される駐車のための施設 ・料金を徴収するもの(時間貸し) ・駐車のに供する部分の面積が500m²以上	該当 or 非該当	該当の場合 届出の対象
提出区分	新規の場合は「(変更)」に取り消し線 例:-(変更)-	☐	
名称などの記載	・駐車場管理者の名称及び住所 ・駐車場の名称 ・駐車場の位置	☐ ☐ ☐	
規模の記載	・駐車場の区域の面積 ・駐車場の用に供する部分の面積 - a 建築物である部分 - A 駐車のに供する部分(時間貸しに供する駐車マスの合計面積) - B 車路などの面積(駐車マス以外の面積) - b 建築物でない部分 - C 駐車のに供する部分(時間貸しに供する駐車マスの合計面積) - D 車路などの面積(駐車マス以外の面積) - 駐車のに供する部分の面積 - 駐車のに供する部分	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(A+B+C+D) (A+C)
構造の記載	☐ 建築物である部分 ☐ 建築物でない部分	☐ ☐	機械式、自走式など 平面式、立体式など
設備の記載	☐ 特殊の装置 - a 特殊装置の有無 - b 認定の番号 - 特殊装置の名称等 ☐ それ以外の設備	☐ ☐ ☐ ☐	有or無 を記載 警報装置など
附帯業務の ための施設の記載		☐	
従業員概数の記載		☐	
供用開始(予定)日 の記載		☐	
添付書類の確認	バリアフリー新法ただし書きに基づく設置届出書 位置図 平面図(複数階の場合、階数分含む) 立面図(建築物である部分を含む場合) 断面図(建築物である部分を含む場合) 屈曲部、傾斜部などの詳細図 照度計算書 換気計算書 機械式駐車施設における大臣認定書の写し 機械式駐車施設の仕様図又は全体組立図	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	機械式駐車施設を 使用する場合
警察協議	交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、 トンネル、橋に出入口を設ける場合、吉川警察署と協議を 完了している。(年 月 日 吉川警察署 氏)	☐	

	確認項目	チェック	備考
出入口 (施行令7条)	1. 以下の部分に出入口を設けていない。 1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル、橋 2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 4) 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 5) 乗合自動車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分 6) 横断歩道橋の昇降口から5m以内の道路の部分 7) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。) 8) 幅員が6m未満の道路 9) 縦断勾配が10%を超える道路 2. 前面道路が2つ以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること 3. 駐車場の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする ※ 前面道路に中央分離帯等がある場合は、この限りではない。 4. 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。 この場合、切取線と自動車車路の角度及び切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 5. 出口の構造は、当該出口から2m(★1.3m)後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること 【相互通行(出入口の場合)】 【一方通行(出口の場合)】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	★は特定自動二輪のみの出入りの場合に適用

確認項目		チェック	備考
車路 (施行令8条) (基準法2条1号)	1. 幅員は、5.5m(★3.5m)以上、一方通行の場合は、3.5m(★2.25m)(当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては2.75m(★1.75m))以上であること 2. はり下の高さは、2.3m以上であること。 3. 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、5m(★3m)以上の内り半径で回転できる構造であること 4. 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。 5. 傾斜部の縦断勾配は、粗面またはすべりにくい材料で仕上げる 	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	★は特定自動二輪のみの出入りの場合に適用 (建築物の場合) (建築物の場合)
車室の高さ (施行令9条)	駐車スペースにおけるはり下の高さ2.1m以上 	☐	(建築物の場合)
避難階段 (施行令10条)	直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段またはこれに設備を設ける	☐	(建築物の場合)
防火区画 (施行令11条)	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する	☐	(建築物の場合)
換気装置 (施行令12条)	内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であればよい インバータ制御を行う場合はCO濃度は25ppm以下を保つようにする	☐	(建築物の場合)
照明装置 (施行令13条)	車路の路面10ルクス以上、駐車部分の床面2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける	☐	(建築物の場合)
警報装置 (施行令14条)	自動車の出入および道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける	☐	(建築物の場合)
特殊な装置 (施行令15条)	予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要	☐	
供用時間 駐車料金の明示 (施行令17条)	利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない	☐	
駐車ますの寸法 (道路構造令解説)	駐車ますは、奥行5.0m以上、幅2.3m以上(標準2.5m)	☐	

※根拠法令は「駐車場法」及び「道路構造令」

特定路外駐車場の構造及び設備に関するチェックリスト

○確認した項目は、チェックボックスにレ点を記載

4/4

確認項目		チェック	備考
車いす使用者用 駐車施設 (省令第2条)	・駐車施設の数に応じ、次のとおり車いす使用者用駐車施設を設けること (車いす使用者用駐車施設の必要数算定の際、普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場は数に含まない) ・駐車施設の数が200以下の場合: 駐車施設の数$\times$2%以上 ・駐車施設の数が200を超える場合: 駐車施設の数$\times$1%+2以上 ・台数を記載している ・車いす使用者用駐車マスの幅員が3.5m以上確保されている ・車いす使用者用の標示をしている	☐ ☐ ☐ ☐	
経路 (省令第3条)	・路外駐車場車いす使用者用施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、「高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路」(以下、経路)となっている ・経路上に段差を設けていない 段差がある場合、傾斜路を併設している ・傾斜路の勾配の最大値を記載している ・経路を構成する出入口の幅は、80cm以上ある ・経路を構成する通路は、幅が120cm以上ある ・経路を構成する通路は、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けている ・経路を構成する傾斜路は、幅を120cm以上確保している (段に併設する場合は90cm以上確保している) ・経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超えていない (高さが16cm以下のものについては1/8を超えていない) ・経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている ・経路を構成する傾斜路は、高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けている	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(傾斜路がある場合)
特殊の装置 (省令第4条)	- イ 特殊の装置の有無について記載している - ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第4条の規定による認定の概要 ・認定の番号を記載している ・特殊の装置の名称等を記載している	☐ ☐ ☐	

※根拠法令は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

管理規程に関するチェックリスト

○管理規程に記載を確認した項目は、チェックボックスにレ点

条文	管理規程に定めなければならない事項	チェック	備考
法13条2項1号	路外駐車場の名称	☐	
法13条2項2号	路外駐車場の管理者名 路外駐車場の住所	☐ ☐	法人の場合は その代表者の 氏名及び所在地
法13条2項3号 省令2条1号	供用時間に関する事項 (休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻を定める)	☐	
法13条2項4号 省令2条2号	駐車場の料金に関する事項 ・ 駐車料金の額は上限額を持って定める ・ 能率的な経営の下における適正な原価を償い、 かつ、適正な利潤を含む額をこえない ・ 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でない ・ 自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を 困難にするおそれのない額である	☐ ☐ ☐ ☐	
法13条2項5号 省令2条3号	駐車する自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関する事項	☐	
法13条2項6号 省令3条1項1号	構造上、駐車できない自動車	☐	
法13条2項6号 省令3条1項2号	付帯して行う業務の概要	☐	燃料の販売、 自動車の修理など

※根拠法令は「駐車場法」

(参考)届出対象駐車場の管理者の法定責務

- ・ 管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない[法15条1項]
- ・ 建築基準法第8条1項の規程によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。[法15条2項]
- ・ 管理規程に従って業務を運営しなければならない。[法15条2項]
- ・ 駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。[法16条]

建築基準法第8条1項

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

○お問い合わせ先
三郷市 まちづくり推進部
都市デザイン課 都市景観係
TEL:048-930-7740